

援助活動依頼 事前打ち合わせ書

子どもひとりについて1枚作成します。 打合せ日時： 年 月 日 () 曜日 同行：有・無
※利用会員が書類を記入し、打ち合わせで決めた内容を記載後、写しを取って援助会員にお渡しください。

利用会員の 基本情報	利用会員番号		利用会員氏名 (ふりがな)		住所 豊島区 (建物名) TEL — —	
	緊急連絡先：名前(連絡順に2か所)			続柄	電話番号	
	1.				TEL — —	
	2.				TEL — —	
	子どもの名前： (ふりがな) □男 □女			愛称	西暦 年 月 日生 (歳)	
援助会員番号		援助会員氏名 (ふりがな)		住所 豊島区 (建物名) TEL — —		
子どもについて	保育施設 学校など	施設名： 所在地：		クラス：	担任：	
	健康面 平熱 () 度	アレルギー：□無 □有 (具体的に：) ※有の場合、援助会員に飲食物の調達に関する依頼はできません。 □既往症 (病名/年齢/現在の様子：) (かかりつけ医：)				
	生活習慣	トイレ習慣・好きな遊び・昼寝など：				
	気を付けて ほしいこと					
活動について(1)	内 容	□預かり (場所：)		時間 (:) ~ (:)		
		□送り (どこ 誰) から (どこ 誰) へ □待機あり □迎え (どこ 誰) から (どこ 誰) へ □待機場所確認				
	回 数	□単発 □定期 () 曜日 □不定期 (年・月・週 回程度)				
	移動手段	□徒歩 □ベビーカー □電車 □バス □タクシー(詳細：)				
	食 事	□依頼なし □利用会員が準備(□ミルク □離乳食 □普通食) □援助会員に依頼：				
	習い事等 詳細	名称： 所在地：		TEL — —		
	送迎時の行き渋り(お子さんが行きたがらない場合)の対応を具体的に：					
活動について(2)	内 容	□預かり (場所：)		時間 (:) ~ (:)		
		□送り (どこ 誰) から (どこ 誰) へ □待機あり □迎え (どこ 誰) から (どこ 誰) へ □待機場所確認				
	回 数	□単発 □定期 () 曜日 □不定期 (年・月・週 回程度)				
	移動手段	□徒歩 □ベビーカー □電車 □バス □タクシー(詳細：)				
	食 事	□依頼なし □利用会員が準備(□ミルク □離乳食 □普通食) □援助会員に依頼：				
	習い事等 詳細	名称： 所在地：		TEL — —		
	送迎時の行き渋り(お子さんが行きたがらない場合)の対応を具体的に：					

(注)・事前打ち合わせで決めた活動内容が変わるときは、援助会員の了解、およびセンターへの連絡が必要です。
変更の援助内容を(2)へ記入してください。変更内容を聞き取り、援助会員が記入しても構いません。
・以前の活動から1年以上間隔が空いた場合にも新たに事前打ち合わせ書を作成し会員相互で共有します。
・サポートが終了した内容の打ち合わせ書は、援助会員が利用会員へ返却します。

緊急時・災害時の対応について

※実際に直面した時、お互いに困らぬよう、決めておきます。
1項目ごとに読み上げ、丁寧に相談・決定し、チェックしてください。

☐災害発生時の避難場所について相互に確認をしました。

☐災害の恐れあり（地震・台風・暴風雨など）警戒レベル3以上の発出時は活動中止です。

※中止については、速やかに利用会員から援助会員へ連絡をし、保護者が対応することを伝えます。その場合のキャンセル料は無料です。

☐警戒レベル1や2の発出時は、子どもの安全を第一に事前に対応を話し合って決めました。

☐利用会員宅での援助中に災害が発生した場合に備え、以下について確認しました。

☐災害時に必要なもの（懐中電灯ほか）の保管場所を確認しました。

緊急時避難場所：

☐情報収集のためテレビ・ラジオをつけることを了承しました。

☐利用会員宅が危険になり、避難場所に移動する際の施錠・伝達方法について相談しました。

☐活動中、利用会員は、援助会員・センター事務局からの連絡に応じられるようにします。

子どもの安全や権利を守ることにについて

※詳細を話し合い、両会員の合意のもと、チェックしてください。

☐援助活動を通して注意・配慮すべき点を相互に確認しました。

☐援助活動は子どもの安全を第一に考え、また子どもの尊厳・人権が守られるよう努めます。

☐子どもの送迎時は安全確保のため手つなぎを基本とします。難しい場合は、活動前に利用会員が子どもに「援助会員と安全に移動する」ことをあらかじめ伝え、理解を得ます。

※当日、どうしても移動が困難と判断された場合は保護者が対応（説得・代行・代替案提供等）します。

☐子どもや両会員、およびその家族の肖像を勝手に撮影しない。（報告などで必要な場合は、予め会員双方の合意を得ます。）※ただし事故発生等の緊急時は、報告のため断りなく撮影する場合があります。

☐子どもの入浴・シャワー（着替えを含む）時の援助は、保護者が在宅時のみ、補助的手伝いを行います。

保護者が不在で、小学生の子どもが自分でシャワーをする際、援助会員は外で見守ります。（この場合援助会員の目が行き届かないため、補償保険の対象外となることを理解しました。）

☐子どもの着替えについて：習い事、身体や衣服が汚れた際に必要な援助はどこまでか、以下のように確認をしました。（具体的に記入：）

☐援助活動中は安全確保の場合を除き、子どもの身体へ必要以上に接触しない。（乳児以外の子どもにおいては、抱きしめる、頭をなでる等、子どもの意思を尊重します）

☐援助活動中は子どもが自身の力でできることを必要以上に手伝わない。（成長の機会を妨げない）

その他援助活動において考慮してほしいこと：

備考（援助会員記入欄）